

平成19年(サ)第033892号(平成19年(ハ)第14133号)

決 定

当事者の表示 別紙記載のとおり

原告から、平成19年9月7日、別紙文書目録記載の文書について、文書提出命令の申立てがあったので、当裁判所は、その申立てを理由があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

被告に対し、被告の所持する別紙文書目録記載の文書を本決定書送達の日から21日以内に当裁判所に提出することを命ずる。

平成19年9月20日

東京簡易裁判所民事第3室

裁 判 官 猪瀬 芳 昭

当事者目録

原告（申立人）

訴訟代理人司法書士

訴訟復代理人司法書士

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

被告（相手方）

株式会社ワールドファイナンス

代表者代表取締役

訴訟代理人

以上

文 書 目 錄

被告が所持する、その業務にかかる商業帳簿（貸金業の規制等に関する法律19条で作成、設置が義務づけられている顧客ごとの帳簿）又は、これに代わる同法施行規則16条3項、17条2項に定める書面の内、原告との消費貸借契約取引開始時から、現在に至るまでの期間内における前記取引に関する事項（貸付年月日、貸付金額及び返済年月日、返済金額）が記載された記録の全部（電磁的記録を含む。）

これは謄本である。

平成19年9月20日

東京簡易裁判所民事第3室1係

裁判所書記官 米田祐佳

